

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

令和6年7月24日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	正木建設株式会社	北設楽郡設楽町 荒尾字宝ノ久保 17番地2	R6.7.24	R6.8.23	1か月	<p>令和6年4月1日、新城設楽建設事務所発注の「道路災害防除工事・道路災害防止工事合併工事（R5L430A210始め）（週休2日）」において、立木伐採作業中に道路法面上の伐採木を現場代理人の操作するグラップル（車両系木材伐出機械）により法面下の道路路肩へ集積する際に、伐採木が回転し、通行車両の見張りをしていた二次下請業者の作業員の顎に衝突し、全治6か月の重傷を負った。</p> <p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が著しく不適切であると判断されたことから、元請業者である正木建設株式会社に対して指名停止を行う。</p>	新城設楽 建設事務所	北設楽郡 東栄町大字 足込地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	昱耕機株式会社	名古屋市 中区新栄 1-7-7	R6.7.3	R6.9.2	2か月	<p>企業庁発注の「尾張西部浄水場表洗ポンプ設備外更新工事」において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、89日間の履行遅滞が生じた。</p> <p>このことは、企業庁と締結した契約に違反することから契約の相手方として不相当であると判断し、昱耕機株式会社に対して指名停止を行う。</p>	愛知県企業庁	尾張西部浄水場	要領第4条 第1項 (別表第1-4)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	黒柳建設株式会社	西尾市西浅井町 宮下38	R6.6.4	R6.6.17	2週間	令和4年4月13日、西三河建設事務所発注の「河川局部改修工事(西尾その6)」において、ブロック積護岸工施工のため、河川内掘削を行っていたところ、掘削が終了した区間で地山が崩壊し、法尻を養生していた鉄板が倒れ、床付け面で作業をしていた元請業者の現場代理人及び下請業者の作業員1名が、鉄板と仮設鋼矢板との間に足を挟まれ、1名が左足を切断する等の重傷を、1名が右下腿を骨折し約12週間の安静加療を要する重傷を負った。	西三河建設事務所	一級河川安藤川左岸	要領第4条第1項(別表第1-7)及び要領第5条第3項
3-2	黒柳・まるひ・西尾経常建設共同企業体	西尾市西浅井町 宮下38	R6.6.4	R6.6.17	2週間	<p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である黒柳建設株式会社に対して指名停止を行う。</p> <p>また、黒柳建設株式会社が構成員となっている、黒柳・まるひ・西尾経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。</p>			

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	(建設工事) 大成建設株式会社 中部支店 (設計・測量・建設コンサルタント) 大成建設株式会社	名古屋市中村 区名駅1-1 -4 東京都新宿区 西新宿1- 25-1	R6.5.15	R6.6.14	1か月	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、同社の現場代理人は、令和5年4月18日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鯉沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年7月4日に至るまで報告書を提出しなかった。 これにより、鯉沢簡易裁判所から、令和6年3月26日、現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、大成建設株式会社に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	株式会社家治川組	蒲郡市竹島 町22-6	R6.4.17	R6.7.16	3か月	東三河建設事務所発注の「現年災害復旧工事(4年災第3号)」(工期:令和4年12月8日~令和5年7月31日)において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、令和6年3月4日までの217日間の履行遅滞が生じたものである。 このことは、本県と締結した契約に違反することから契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社家治川組に対して指名停止を行う。	東三河建設事務所	蒲郡市平田町地内	要領第4条第1項 (別表第1-4)